

勤労市民ニュース

平成 31 年(2019 年) 2 月 15 日 No.108
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電 話 0467-23-3000 内線 2402
e メール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

職場の困りごと相談会

日時：3月1日（金）午前10時～午後4時

職場で困ったことは起きていませんか。鎌倉市では、神奈川県かながわ労働センターと共催して、職場の困りごと相談会を開催します。退職、解雇、賃金、労働時間等の労働条件についての相談や労働手帳などの資料の配布も行います。上記に係る雇用主の相談にも応じます。

場所：鎌倉市役所本庁舎 1 階ロビー 相談員：かながわ労働センター職員

問合せ 鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）

女性就労応援セミナー

日時：3月14日（木）午前10時～正午

何かを変えたいけれど、まずどうしたらいいのかわからない、自分のこれからの『働く』に悩む、女性のためのセミナーです。

女性のセカンドキャリアステップセミナー 第6回

『採用担当者が会いたくなる応募書類 ～職務経歴書編～』

定員20名(先着順)

3月13日(水)午後3時締切
お申込みはお早めに。

セミナー終了後、『ランチ会(参加自由)』を実施します。意見交換、情報交換の場です。
講師も参加し、ご質問もお受けします。参加希望の方は、お申込みの際にお知らせください。

場所：鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室 鎌倉市御成町 17-29 鎌倉駅西口より徒歩4分

問合せ・ご予約 かまくら主婦's ネットワーク <http://kamakura-net.jimdo.com/>

または 鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）

□□精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のお知らせ□□

精神障害・発達障害のある方々の雇用は、年々、増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、神奈川県労働局・ハローワークで、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害・発達障害に関して正しくご理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座が開催されています。

- ◆内 容
- ・精神疾患(発達障害を含む)の種類
 - ・精神・発達障害の特性
 - ・共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法) 等

問合せ：神奈川県労働局 職業安定部
職業対策課
TEL 045-650-2801

□□□ 治療と仕事の両立支援対策の推進について □□□

2017年3月28日、働き方改革実現会議において、「病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す」働き方改革実行計画が決定されました。

これを受けて、国は、治療と仕事の両立の可能性がより一層拡大されるよう、「治療と仕事の両立支援の総合的対策」を定め、関係施策を総合的かつ横断的に推進することとしました。

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ① 事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ② 事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③ 労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援を行います。また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④ 産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。

ご相談はお近くの産業保健総合支援センター、労災病院に併設する治療就労両立支援センターまたは両立支援部まで

都道府県産業保健総合支援センターへの問合せ（ナビダイヤル）

⇒⇒⇒ 0570 - 038 046

各労災病院及び産業保健総合支援センターの一覧(労働者健康安全機構ホームページ)

⇒⇒⇒ <https://www.johas.go.jp/>

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

■時間外労働の上限規制が導入されます。

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定することが必要となります。 ※中小企業は、2020年4月1日から

■年次有給休暇の確実な取得が必要です。

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して、有給休暇を与えることが必要となります。

■働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談。  検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 [パートタイム労働者、有期雇用労働者関係] 雇用環境・均等部（室） [派遣労働者関係] 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談。  検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

■働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。  検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。  検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。  検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。  検索ワード：いきサポ https://iryoku-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/

鎌倉市企業情報発信・交流サイト
◇◇「かまくら求人情報」◇◇

<http://kamakura-kigyoo.com/homes>

ご利用ください！

鎌倉市では、地元企業のPR、企業間でのビジネス交流、求職者と企業のマッチング機会の創出及び地域産業の活性化を図ることを目的とした公式サイト「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」を開設しています。

このサイトから、無料で、求人情報の発信もできます。

ハローワークや求人情報誌での募集に加えて、鎌倉市ホームページでも 求人情報を発信してみませんか。

問合せ

鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当
TEL 0467-61-3853（直通）

各 種 相 談

相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐら毎月の1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。
（なお、鎌倉市が費用を負担することから、相談記録を市職員が確認します。予めご了承ください。）

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）
（予約受付は原則前月20日から）

メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が相談に応じます。

鎌倉市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>

から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が相談に応じます。

メンタルヘルス相談

職場や日常生活ストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の相談に、産業カウンセラーが応じます。

就職支援相談

キャリアコンサルタントが相談に応じます。就職活動に関する事なら何でもご相談下さい。お子様の就職を心配されるご家族の相談もお受けしています。